

## 社会福祉法人1980 身体的拘束等の適正化のための指針

当法人においては、身体的拘束等の適正化に関する基本理念のもと、代表者を中心に、職員が一丸となって取り組みを行っていくこととする。

### (1) 本事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本理念

#### 「利用者の立場に立った支援の実現」

### (2) 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### ① 身体的拘束適正化検討委員会

##### ア 委員構成

- 理事長（委員長） 1名
- 各事業所管理者 複数名
- 介護職員担当者 複数名
- 利用者の家族等 複数名
- 第3者委員等 複数名

##### イ 庶務

- 法人職員が行う。

##### ウ 開催時期

- 四半期ごと（6月、9月、12月、3月）に行う。但し、緊急的な事案が発生した場合には、その都度行うものとする。

##### エ 協議事項

- 身体的拘束事案の有無の報告
- やむを得ず身体的拘束を行う場合の妥当性の検証
- その他、必要な事項

#### ② 事業所内の組織

##### ア 当法人における指揮系統



イ やむを得ず身体的拘束等を行う場合の意思決定

あらかじめ、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たすものについて、利用者本人や家族に対して身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得ることに努め、その上で、次の者で構成された意思決定組織により、身体的拘束等の実施の判断を行うものとする。

なお、最終的な意思決定者は、理事長とする。

○ 担当介護職員（2名以上）、管理者、理事長

※ やむを得ず、上記全ての構成員が参加できない場合であっても、担当介護職員2名は必須とし、管理者についても参加しなければならないものとする。

この場合における意思決定の責任は管理者にあるものとする。

(3) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当法人においては、身体的拘束等の適正化のため、新規採用時及び年に1回以上の内部研修を行うほか、行政あるいは民間団体が実施する外部研修についても可能な限り積極的に参加するものとする。

(4) 当法人内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体的拘束等の事案については、その全ての案件を(2)①の身体的拘束適正化検討委員会に報告するものとする。

この際、理事長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

(5) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている場合であっても、その開始時のみならず、随時の記録を行い、常に拘束の早期解除を念頭に、(2)②イに掲げる意思決定組織において、解除に向けた検討を行うものとする。

(6) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容については、利用者及びその家族等に対して、当法人が行うサービスの提供開始の際に配布の上、十分に説明するとともに、当法人のホームページへの掲載及び各事業所に備え付けるなど常時閲覧が可能な状態にします。

(7) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当法人においては、(1)の基本理念に基づき、常に利用者の立場に立った支援を実現するため、可能な限り身体的拘束等を行わないための工夫を率先するとともに、将来的には、「身体的拘束等ゼロ」を目指すものとする。